



NO. 106 (通号197号)
平成29年1月号



くらしのフレッシュ便

相談ファイル

(ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約等の状況などが異なれば、解決内容も違ってきます。)

ギフト券の購入を指示する架空請求に注意！

《相談内容》

携帯電話に「有料動画の閲覧履歴があり、未納料金を支払わないと法的手続きを取る」というメールが届いた。驚いてメールに記載された電話番号に連絡し、名前と住所を伝えた。すると昨年見たアダルトサイトの未納料金があるからと30万円を請求された。数軒のコンビニに分けて、大手通販サイトの電子ギフト券を購入して、その番号を教えるよう業者に指示された。もし、コンビニのレジで聞かれたら孫へのプレゼントだと言うよう教えられた。翌日電話で未納料金があと300万円あると言われ、さらに同様の方法で20万円支払ってしまった。
(70歳代 男性)



《アドバイス》

業者が不当な請求の支払い手段として電子ギフト券の購入を指示し、ギフト券に書いてある番号を聞き出すことでその金銭的価値を不正に取得する手口です。この事例で使われた大手通販サイトの電子ギフト券は「サーバ型プリペイドカード」と呼ばれるもので、発行会社の管理するサーバにカードの金銭的価値が記録されており、カードそのものがなくてもカード番号だけでお金と同じように利用することができます。匿名性が高いため、いったん相手に渡した価値を取り戻すことは非常に困難です。

相談者には、相手業者に住所や電話番号が分かっているため、今後は業者からと思われる電話には出ないようにし、もし出てしまったらすぐに切るように助言しました。また不審な文書が届いた場合は、センターに相談するように伝えました。電話がたびたびかかるようなら、最終的には携帯電話番号を変更するようにと伝えました。

こうしたトラブルにあわないためには、まず不審なメールに簡単に返信したり連絡しないこと、他人から言われてプリペイドカードを購入したり、カード番号等を伝えたりしないことが重要です。また、万が一、番号を覚えてしまった場合でも、プリペイドカードの発行会社によっては何らかの助言を得られる場合もあるので、早急に連絡するようにしましょう。不安に思ったりトラブルにあった場合は、すぐに最寄りの消費生活センター等に相談してください。

生活情報ファイル

暖房器具等でのやけど、けがに気を付けて！

消費者庁には、ストーブなどの暖房器具等による6歳以下の子供の事故情報が医療機関等から7年間で350件以上寄せられており、その約7割がやけどの事故でした。

やけどだけでなく、転倒してこたつの角に頭部をぶつけた、こたつから転落して骨折した、といった事故も意外と多く発生しています。

また、自宅ではなく祖父母宅等で発生した事故もありました。自宅で使い慣れていない製品の危険性は、保護者にも認識しづらいものです。また、子供は好奇心が旺盛で、見たことのない製品があれば触りたがることも考えられます。自宅以外では、特に注意しましょう。

試してみよう、消費者力！第10回（平成28年度）

Q 次の事例についての説明として適切なものを選びなさい。

3日前に、「住宅の耐震診断を無料でやらせていただきます」と訪問してきた事業者から診断してもらった。事業者から「倒壊のおそれがあり危険だ」といわれ、200万円の耐震工事を勧められて契約した。工事が始まったが、不審なので解約したい。

- 1 法定書面を受け取ってから8日以内ならクーリング・オフできる。
- 2 工事開始後は解約できない。
- 3 法定書面を受け取ってから20日以内ならクーリング・オフできる。
- 4 耐震工事は、クーリング・オフできない。

【第12回消費者力検定（平成27年度実施）応用コースから】

くらしのまめちしき

強引な布団の訪問販売に注意

特に一人暮らしの高齢者を狙い、強引に高額な契約をさせる布団の訪問販売の相談が後を絶ちません。

【事例】

突然「布団を見せてほしい」と女性が訪問し、家に上がり「汚れているし体に悪いので新しく購入したほうがいい」としつこく勧めてきた。断って帰ってもらったが、しばらくして男性と一緒に羽毛布団を持ってきた。断っても「ひと月1万円の支払いだから大丈夫」などと勧誘され、根負けして承諾してしまった。クレジット会社の書類を書くときに初めて、総額が約40万円と高額であることを知った。解約したい。（70歳代 男性）

[アドバイス]

- ★ドアを開ける前に訪問者や用件をよく確認し、必要なければきっぱり断り、事業者を家中に入れないことが大切です。
- ★一人では対応せず、家族や近所の人など周囲の人に同席してもらうようにしましょう。必要なければきっぱりと断ることが大切です。
- ★家族や周囲の人、高齢者の家に不審な訪問者が来ていないか、家中に不要な品物や契約書がないかなど、日ごろから気を配りましょう。
- ★契約しても、クーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります。お住まいの自治体の消費生活センター等へ早めにご相談ください。

「試してみよう、消費者力！第10回」解答と解説⇒「点検商法」といわれ、特定商取引法上の訪問販売に含まれる。工事が始まったとしても、法定書面を受け取ってから8日以内に書面で通知すれば、クーリング・オフができる。（正解—1）

発行元：広島県生活センター（環境県民局 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁農林庁舎 1階 TEL 082-513-2730

●●市(町)消費生活センター(受信先で御自由に変わっていただいて構いません)

〒73X-XXXX ●●市(町) ●●市役所(町役場)〇階 TEL 08XX-XXXX-XXXX